No. 1 平成29年度改訂(平成29年度改訂 H2904)

	과 俊 T 東 杜 司 仏 垟 妻	③ . 施工中の安全	『保 建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、 (1.3.7)	1 1	② . 完成図等	種類及び提出形式は下記による	(1.7.2)	4 監督員事務所	※設ける ② 設けない (2.4.1) ※構内に新設する。(m²程度)
1	: 改修工事特記仕様書	10	建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、			種類 提出形式 完成図	部数	2	・既存建物内の一部を使用する。
	노쓰샤드 LPt u Tri l 면 가 kt 구 in		常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。	-			※1部 ・()部	√	備品については、監督員の指示による。
	中学校屋上防水及び外壁改修工事	(4). 建設リサイク。般	法 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となる工事に 該当 (※現場説明書による。・する ①しない)	般		※T!FFデータ(竣工図電子データ作成要領による)		⑤ 工事用水 ⑥ 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる(※有償 ・ 無償) ※利用できない 構内既存の施設 ○ 利用できる(※有償 ・ 無償) ※利用できない
2. 工事場所 行橋市	市大字天生田545番地	共 150. 工事に伴う建	連 と 副産物の処理について	_#			※1部 ・()部	⑦ 総合仮設計画書 - ⑧ 危険防止	※要する ・要しない仮囲い等 ・ 設けない ※設ける
3. 工事概要は別紙(仕	上表)による。	産の処理につ		₃₈		施工図 ※構造躯体 ※二つ折り青焼き又は白焼き(適宜:A1又はA3)			設置方法 ※ 成形鋼板(H=2.0m) ・ 亜鉛引鉄板(H= m) ・ シート張り ・ロープ張り ② (グリーンフェンス等)
4. 別途工事	•	理	建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごと	128			※1部 ・()部	F	ゲート ・シート (W=4.5m) ・パネル (W= m)
		事	に分別し指定された場所へ集積すること。 また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場	事		• ()			 ・ ハンガー (W= m) 垂直防護施設
5. その他		項	内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工 事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設	項		II I	※1部		・ 枠付き金網 ・アルミ防音パネル ・ ()水平防護施設 ・ 防護柵 (朝顔) ・ ダブルネット
Ⅱ 建築工事仕様 1.標準仕様		1	廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い 、指定された方法により適正に処理を行うこと。			・ () (注) データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出	· ()部		防護施設等取付足場
図面及び特記仕様書に記載	載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書		「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104 号)」規定されている事項について、建築工事における対応については、「建築工事に				- 1		・ 単管一本足場 ・ 枠組本足場 (W= m) ② (くさび緊結式 W=900) 設置範囲 ※図示による ② 監督員の指示による
	」(以下「改修標仕」)及び「建築改修工事監理指針(最新版)」による。 されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事		おける建設副産物管理マニュアル(平成18年6月12日付国営環第4号」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、		24. 保全に関する資料	「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する 国土交通省HP「施設保全マニュアル作成要領」	0 0		設置期間 ※工事期間中・監督員の指示による
編)(最新版)」及び「到 2.特記仕様	建築工事監理指針(最新版)」による。		工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。 指定副産物 (原則として再資源化施設へ持込むもの)			建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」 ((財)建築保全センター発行)	(1.7.3)	9. 構台	養生構台 ・ 設置する(図示による) ・ 設置しない 乗入れ構合 ・ 設置する(幅員 m、長さ m) ・ 設置しない
1)項目は番号に〇印のつい 2)特記事項は 〇印のつい						提出部数 ※ 2 部 ・ () 部 保全に関する説明書:※建物概要及び内部仕上げ表 ※施工者一覧表		① 工事表示板等	監督員の指示による
〇 印のつかない場合は	は、※印のついたものを適用する。		・建設発生土 ・汚泥 指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原			※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項			
○ 印と ②印のついた3)特記事項に記載の(- 場合は、共に週用する。) 内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。		則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン		25. 設計GL	※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による		(1) 工事車両の出入口	工事用車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。 交通誘導員 ・ 配置する (1 名以上) ② 配置しない
	」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 なきかぎり、ミリメートルとする。		(平成18年6月12日事務次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。 その他の副産物		26 . 過積載の防止	ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装 積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に出入りさせないこと		① 改修方法の種類	防水改修方法の種類及び工程については「改修標仕」表3.1.1による。 (表3.1.1)
章 項 目	特 記 事 項]	○廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・廃石こうボード ○金属くず ・繊維くず		27. 解体等工事の範囲			ひび工程	シーリング改修工法の種類及び工程については「改修標仕」表3.1.2による。(表3.1.2)
① 適用基準等	図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。 (1) 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 最新版」国土交通省大臣官房官庁営繕		特別管理産業廃棄物			・建築物 ・地上部 ・地下部 ・杭 ・ (倉庫) ・ (・付属構造物 ・浄化槽 ・貯油槽 ・杭 ・ (キュービクル基礎))	5 2. アスファルト防水	(3.3.2,3) (表3.1.1) (表3.3.3~10)
	部監修](以下「標準仕様書」という。)による。 (2)「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)最新版」国土交通省大臣官房官庁		・廃石綿等			・電気設備 ・建物内配管配線 ・電気設備機器 ・ () ・ 建物への引込線 ・ 敷地への引込線 (廃止) ・ (, :	ĸ	防水改修工法種別 新規防水層の種別 施工箇所
én	営繕部監修] (3)「公共木造建築工事標準仕検書 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び 「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。			・給排水設備 ・建物内配管配線 ・衛生設備機器 ・ () ・建物への引込管 ・敷地への引込管 (玉下ろし) ・ (,	故	保 · PIB工法 · B-1 ※ B-2 課 · PIBI工法 · BI-1 ※ BI-2
股	(4)「建築物解体工事共通仕樣書 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修		· 麂 P C B 等			・空調設備 ・建物内配管 ・空調設備機器 ・ ()		*	・ P2AI工法 ・ AI-1 ※ AI-2 ・ P2A工法 ・ A-1 ※ A-2
共 ②. 補足基準等	1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準		「電気事業法:電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の 推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管			・ガス設備 ・建物内風道 ・ガス設備機器 ・ ())		>	震 · M4C工法 · C-1 ※ C-2 出出 · M3D工法 · P0D工法 · D-1 ※ D-2
通	図等による。 (1)「建築構造設計基準 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修		できるようにして施設管理者に引き渡すこと。			・建物への引込管 ・敷地への引込管 (廃止) ・ (・屋外付帯 ・門、門塀 ・塀、フェンス ・舗装 ())	I	No. No.
事	(2)「建築工事標準詳細図 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (3)「鉄筋コンクリート構造配筋要領 最新版」 建設大臣官房営繕部監修		※参考受入場所は現場説明書による (1.3.12)			・植栽() ・ () ・ () ・ 有害廃棄物の処理 ・ 廃PCB ・ 特定フロンガス ・ 廃石締等 ・ ()	F	屋内 · PIE工法 · P2E工法 · E-1 ※ E-2
項	(4)「擁壁設計標準図 最新版」 建設省大臣官房官庁営繕部監修	16. 施工中の環境	建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染			・什器、信品類等の撤去 ・各種残留物等の撤去は下表による。 ※を標準とする。			防水 保護層は図示による)
	(5)「建築工事監理指針 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (6)「建築改修工事監理指針 最新版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修	保全等	防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法 その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要網に従い、			区分 建物管理者 工事請 アスペスト含有建材 ※			アスファルトの種類 ※3種 (3.2.2) (3.3.2) M3D、POD、PODI、M3DI、及びM4DI工法の脱気装置 ※設ける・設けない (3.3.3)
	(7)「建築工安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 (8)「解体工事安全施工指針」 建設業労働災害防止協会		工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の _(1.3.11) 影響が生じないよう、周辺環境の 保全に努める。			オイルタンク内のオイル ※ ビット (浄化槽、便槽) 汚泥 ※			断熱工法の断熱材 (3.3.2) ※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) 厚さ(mm) ※25
	(9)「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局 (10)「建築物解体等に係るアスペスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局		排出ガス対策型建設機械について			使用されていた酸、アルカリ、薬品等 ※ 医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物 ※			・A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b (スキンあり) 厚さ (mm)・ 立上り部の保護材 (3.3.2)
	(環境庁アスベスト飛散防止対策研究会)		「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 (対象機種:パッウネウ、プルドーザ、トラウターショベル(車輪式)、空気圧縮機(可動式)、			フロン、ハロン使用機器 ※ P C B 使用機器 ※ ***	£		- ・乾式保護材 ※押出成型セメント版(厚さ15mm) ・れんが ※JIS R 1250によるもの
	(11)「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(新版)」 建設業労働災害防止協会		油圧ユニット (油圧ハンマ・アースオーガ油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・プースオーガ ・オールケーシング掘削機・リバーサーキュレーションドリル・アースドリル・地下連続壁施工機・全回転型		28. 敷地に関する調査				・市販品のれんが又は市販品のれんが形コンクリートブロック
	(12)「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成8年版)」建設大臣官庁営繕部監修 (13)「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会		オールケーシング 掘削機の基礎工事用機械のうちベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の 油圧ユニットを搭載しているもの)、ロードローラー、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、発電発動		② . 原形復旧	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する	ā .		(見え隠れ部分) ・コンクリート
	(14)「建築工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (15)「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集		機 (可動式 (溶接兼用機を含む)) 但し、以上はディーゼルエンダン (エンダン出力7.5Kw以上 260Kw以下) を搭載したものに限る。)		30. 設備工事との	※施工区分表による		3. 改質アスファルト	(表3.4.2.3) (表3.1.1) (表3.4.1~3)
	(16)「植栽工事の手引き」 福岡県建築都市部編集 (15)「解体工事の手引き」 福岡県建築都市部編集		・工事における振動被害防止要領の適用 振動計の設置については現場説明書による		取合い	・施工範囲は下記による		シート防水	防水改修工法の種別 新規防水層の種別 厚さ(mm) 施工箇所 MAAS工法 AS-1 AS-2 AS-3
	(17)「黒板、畳、襖工事の手引き」 福岡県建築都市部編集	17 . 再資源利用(仮	<u>進</u>) ※ 提出する(CD-R等にて) ・提出しない			※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強			· M3AS工法 . AS_4 . AS_5 . AS_6
③. 適用範囲等	すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図書に相違がある場合、設計図	18. 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。			※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強			POAST法 · MGASI工法
	書の優先順位は、次の(1)~(4)の順番とする。 (1)質問回答書 ((2)から(5)に対するもの)		ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。 なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房営繕部監修			• (- M4ASI工法 - ASI-1 - ASI-2 - POASI工法
	(2) 現場説明書 (3) 特記仕様書		「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」による。 福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。		31 . 風速及び 地裏面知度区分	風速 (・34m/秒 ・) 地表面粗度区分(・I ・Ⅲ ・Ⅲ ・Ⅳ)	(各章共通)		M3ASI、M4ASI及びPOASI工法の防湿層 ・設ける ・設けない (表3.4.3) M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI及びPOASIの脱気装置 ※設けない ・設ける (3.4.3)
	(4) 図面		標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定		_		(各章共通)		
④. 現場に常備する	上記の「1.適用仕様書」及び「2.補足基準」のうち、当該工事に係る図書等については現場		工法によることができる。 (1.4.1)	1 1	32 . 接着剤	ホルムアルデヒド放散等級(※F☆☆☆☆ ・F☆☆☆ ・F☆☆)			
図面等	事務所に常備し監督職員の確認を得ること。							4 合成高分子系ルー フィングシート防水	(3.5.2,3) (表3.5.1) (表3.5.1) 防水改修工法 新規防水層 (本工策節 仕上げ兼対旅口 体田公照
← ± ± ± ≠ ∞ ∞ ∞ □			環境への配慮について		33. 総合図での調整	各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など	を受ける。		防水改修工法 新規防水層 施工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 の種別
⑤. 工事実績等の登録	請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、 登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。		33. 総合図での調整	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。	きを受ける。 ごをすべて		防水改修工法 新規防水層 施工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 の種別
・ 工事美績等の登録	登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負		34 . 参考図	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の顕負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製	きを受ける。 ごをすべて に協力する。		防水水体工法
・ 上事美領等の登録	登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写し ならない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写し		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。		34. 参考図 (メーカ-仕様の図面) の取り扱い	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。	きを受ける。 でをすべて は力する。 は品等でも同		防水水体工法
・ 上争乗領等の登録	登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、 工事実績情報サービス (CORINS) に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契制室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければ ならない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写し を建築都市総務課契列室に提出しなければならない。 即15を4カナケ 〒817-0016 延期市148 区域を駅車3-11-28 域条サンシティビルII 6F	③ . 施工数量調査	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 顕奏項目 調養範囲 顕養方法 報告書・数量書	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の顕負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製	きを受ける。 でをすべて は力する。 は品等でも同		防水改修工法
₩ 上事表積等の登録	登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、 工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければ なない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写し を建築都市総務課契約室に提出しなければならない。	② 施工数量調査	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	:	34. 参考図 (メーカ-仕様の図面) の取り扱い	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。	きを受ける。 でをすべて は力する。 は品等でも同		防水水体工法 の種別 の種別 の種別 の ・
① エ事実積等の登録③ 施工体制台帳	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、 工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出しなければ なない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写し を建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビル II 6F (一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を	③ . 施工数量調査	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁劣化調査 外壁全体 目視及び打診 ※2部 ②1部 ※2部	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。		防水水体工法 の種別 施工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 の種別 ○ POS工法 - S-F1 ○S-F2
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実轄情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建業都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(中)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財)日本建設情報総合センター九州地方センター 下正 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況	③ . 施工教量調査	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及で	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。		防水水体工法 の種別 施工箇所 佐工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 ○ PST工法 - S-F1
⑥ 施工体制台帳7 . 文化財その他 埋蔵物	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契等空の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センター民提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビル II 6 F (一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター 「正」の92-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.1.12)		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 調査項目 調査範囲 調査充法 報告書・数量書 外壁劣化調査 外壁全体 目視及び打診 ※2部 ②1節 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及び の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 以両面幅木	フィングシート防水	防水改修工法 の種別 施工箇所 位上げ差料差り 使用分類 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実緒情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 「そ812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビル II 6F (一財) 日本建設情報総合センター 九州地方センター TEL 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写した監督員に提出すること、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.1.12) 概成工期(平成 年 月 日) (1.2.1)	(3). 施工数量調査(3). 技能士	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用であたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中様及て の機能を有するものを設置しなければならない。	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 以両面幅木		防水水砂工法
⑥ 施工体制台帳7 . 文化財その他 埋蔵物	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契等の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 問い合わせ先 「〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビル II 6F (一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター アードリー・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アード・アー		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	:	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用であたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドラインによし、足場極立て、解体、変更の作業物及び使用時には、常時、手すり、中機及び の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は(3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等 (外部足場 ※解立、足場極等 (外部足場 ※解本とと、と、と、を、と、を、と、を、、と、、と、を、、、、、、、、、、、、、、	を受ける。 でをすべて 協力する。 品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと よ両面幅木 の2の (2.2.1)	フィングシート防水	防水改修工法 の種別 施工箇所 位上げ差料達り 使用分類
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター 「EL 092-411-3064 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事に上本制合帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.1) エ事日報は、工事記録を兼ねることができる。 「1.2.4) 下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。 (原版は撮影業者が保管する。) 及 分 頻 規 格 部数 原版の大きさ 債 考		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-) 仕様の図面) の取り扱い ③ 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 遊り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドラインによ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及で の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等・ (4) 外部足場 ※脚立、足場板等・ (5) が設定したいによる養生※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 4種※8種 ・ ○種 ・ ○種 ・ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	を受ける。 をすべて ・協力する。 ・協力する。 ・協力する。 ・総力すること。 報告すること。 基発第04 よるものと よるものと (2.2.1) 階段仕上足場) (表2.2.1)	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 施工箇所 仕上げ塗料塗り 使用分類 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センター元提出しなければならない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 〒812-2016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 F(一財)日本建設情報総合センター九州地方センター TEL 092-411-366 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制合帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.1.12) 概成工期(平成 年 月 日) (1.2.1) 工事日報は、工事記録を兼ねることができる。 (原版は撮影業者が保管する。) (原 分 分 類 規 格 部 部 原版の大きさ 係 (原版は撮影業者が保管する。) (原版 分 分 類 規 格 部 部 原版の大きさ 係 (原版に規制変者が保管する。) (原版 分 分 類 規 格 部 部 原版の大きさ 係 (原版に規制変者が保管する。) (原版 分 分 類 規 格 部 部 原版の大きさ を (原版提出不要) ※ 第 1 24×303以上文は 監督員の未満する撮影者 (原版提出不要) ※ 24×30以上文は 24×30以上文 24×30以上文は 24×30以上文 24		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁劣化調査 外壁全体 目視及び打診 ※2部 ②1部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (メーカー仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドラインによ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及び の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は(3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等・(外部足場 ※砂組足場 ● の解結式足場・単管足場 ● (脚立足場) ● (I 防護シートによる養生※行う ・ 行わない 材料、搬去材等の運搬 A種※8日種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ビニールシート等・合板 ・ () 固定家具の養生・行わない ● ()	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。 基発第04 長名ものと 万両面幅木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場)	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 の種別 の種別 の種別 の種別 の種別 のを記念 ・S-F1 OS-F2
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契数室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 「〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方とファイビルⅡ6F(元財) 日本建設情報総合センター九州地方でとターエビルⅡ6F(元財) 日本建設情報総合センター九州地方でとターエビルⅡ6F(元財) 日本建設情報総合センター九州地方でとターエビルⅡ6F(元財) 「日本建設情報総合センター九州地方でとターエビルⅡ6F(元財) 「日本建設情報総合センター九州地方でとターエビルⅡ6F(元財) 「日本建設情報と日本の第2年では「日本建設情報と日本の第2年では「日本経費を表現した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.1) 工事日報は、工事記録を兼ねることができる。 「日本経費により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。(原版は撮影業者が保管する。) 「日本経費により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。(原版は撮影業者が保管する。) 「日本経費が、日本経費を表現しています。」 「日本経費を表現しています。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現しています。」 「日本経費を表現しています。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現しています。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現してきまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現していまります。」 「日本経費を表現し		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-) 仕様の図面) の取り扱い ③ 竣工後の調査 ① 足場その他	整合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の語負者が行い、設備工事・その他の語負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及び の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※即立、足場極等・(外部足場 ※即立、足場極等・(外部足場 ※即立、足場極等・(外部足場 ※砂粒、と、 一位 即立足場)〇(前数シートによる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生・※ビニールシート等・合板 (を受ける。 をすべて ・協力する。 ・協力する。 ・協力する。 ・総力すること。 報告すること。 基発第04 よるものと よるものと (2.2.1) 階段仕上足場) (表2.2.1)	フィングシート防水	防水水体工法 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センター元提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 「〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター 「EL 092-411-3464 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.1) 本日の経工に当たり、文化財子の他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.4) 本日の経工に当たり、文化財子の他の運動物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 (原版は場影業者が保管する。) タ 分 類 現 格 部数 原版の大きさ 億 考 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※		国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-) 仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 競工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 歴史場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業物及び使用時には、常時、手すり、中機及び の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は(3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等・(外部足場 ※脚立、足場板等・(外部足場 ※脚立、足場板等・(外部足場 ※脚立、足場板等・(外部足場 ※脚立、足場板等・(の間定家具の養生・※ビニールシート等・合板 ・(国定家具の養生・※ビニールシート等・合板 (仮設間仕切等の種別 (2.3.2.2.2.3.2.2.3.2.3.2.3.2.3.2.3.3.3.3	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと が同面幅本 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (表2.2.1) (2.3.1)	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	● 登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実積情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一般)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 「〒312-0016 福間市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財)日本建設情報総合センター光刊地方センター 「EL 092-411-3664 FAX 092-411-3486 (1.1.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事・企工株制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.1) 本事日報は、工事記録を兼ねることができる。 「1.2.1 (1.2.1) 本事日報は、工事記録を兼ねることができる。 「1.2.4 (原版は撮影業者が保管する。) 「1.2.4 (原版は出事といる) 「1.2.1 (原版は出事といる) 「1.2.1 (原版は出事といる) 「第1 日本 1.2 (原版は出事といる) 「第2 日本 1.3 (原版は出事といる) 「原版提出不要) 「第1 日本 1.3 (原版提出不要) 「1.3 (原版程出不要) 「1.3 (原版程出不可) 「1.3 (原版程出工程) 「1.3 (原版程) 「1.3 (原成程) 「1.3 (原版程) 「1.3 (原版程) 「1.3 (原成程) 「1.3 (原	②. 技能士	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-) 仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 遊り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によ し、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及 の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2) 手すり据置方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等・ (2) 手すり据置方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場板等・ (2) 下すり場で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 〒812-2016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f で 対した で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(型). 技能士21. 施工の検査等	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 調査項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁劣化調査 外壁全体 目視及U打診 ※2部 ※2和 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2部 ※2和 ※2和	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-) 仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独自の細部調整を行う。 総合図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 より、アナリカイン(アナリカイン)(アナリカイン)によし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及しの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立で等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等 (外部足場 ※脚立、足場極等 (外部足場 ※砂車、上を表生※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ビニールシート等・合板 ・ (固定業具の養生、※ビニールシート等・合板 ・ (の設間仕切等の種別 (2.3.2 極別 下地 仕上村 (厚さ mm) たてん材 ・ A種 ・軽量鉄骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽量鉄骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽量数骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽音数骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽音下地	を受ける。 をすべて 協力する。 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 万両面幅木 の2の (2.2.1) (表2.2.1) (表2.2.1) (表2.2.1) (表2.2.1) (表2.3.1) ※ 無し	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 の種別 の種別 の種別 のを研別 のをののを呼り のをののでは、ののののののののののののののののののののののののののののののののの
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契数室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センター元提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 「〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6F(一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「1.4.4) ※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全での工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に据え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。 工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。 (1.2.1) 本日の経工期(平成 年 月 日) (1.2.1) 本日の経工期(平成 年 月 日) (1.2.1) 本日の経工期(平成 年 月 日) (1.2.4) 本日の第二年記録を兼ねることができる。 「京原には規彰業者が保管する。) 「京 京瀬 「京原版社・大学」 「京原版社・大学」 「京原版社・大学」 「京原版社・大学」 「京原版社・大学」 「京京新画像 「原版度社・大学」 「京京新画像 「原版度社・大学」 「京京新画像で展出・大学」 「京京新画像で展出・大学」 「京京新画像 「原版度社・大学」 「京原版程は・大学」 「京京新画像を出て要」 「京原版を出て要」 「京原を出て、京原版を記述する場所を記述する場所を記述されて、京原版を記述を記述する。 「記述、京原版を記述を記述、京原版を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を	 技能士 21 . 施工の検査等 22 . ホルムアルデ 及び揮発性有 	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H27年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-)・仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の語負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン)にし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及びの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※配立、足場極等・(外部足場 ※配立、上はる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ピニールシート等・合板 ・ (固定家具の養生、※ピニールシート等・ (仮設間仕切等の種別 (2.3.2 ・ 在 ・ 本 下地 ・ た に ・ の の で ・ の で)) ・ 企種 単管下地 ・ 防湿シート 仮設屋 ※本 製屋 ・ の ・ 12.0) 原さ	を受ける。 をすべて 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 「阿面帽木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (後2.2.1) (2.3.1) (2.3.1) (2.3.1)	フィングシート防水参議防水シーリング	防水改修工法 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実積情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。	数. 技能士21. 施工の検査等22. ホルムアルデ	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 現実項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外型劣化調査 外型全体 目現及U打診 ※2 郵 ②1 部 ※2 郵 ※2	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-)・仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独自の細部調整を行う。 総合図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 より、アナリカイン(アナリカイン)(アナリカイン)によし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及しの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立で等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等 (外部足場 ※脚立、足場極等 (外部足場 ※砂車、上を表生※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ビニールシート等・合板 ・ (固定業具の養生、※ビニールシート等・合板 ・ (の設間仕切等の種別 (2.3.2 極別 下地 仕上村 (厚さ mm) たてん材 ・ A種 ・軽量鉄骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽量鉄骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽量数骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽音数骨・ 合板 (・9.0 ・12.0) 原さ mm ・ A種 ・ 軽音下地	を受ける。 をすべて 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 「阿面帽木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (後2.2.1) (2.3.1) (2.3.1) (2.3.1)	フィングシート防水	防水水体工法 の種別 の種別 ○ POST上法
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。間い合わせ先 〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f (一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター (一財) 日本建設情報総合センター九州地方センター (1.1.4)	 技能士 21 . 施工の検査等 22 . ホルムアルデ 及び揮発性有 	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-)・仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の語負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン)にし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及びの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※配立、足場極等・(外部足場 ※配立、上はる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ピニールシート等・合板 ・ (固定家具の養生、※ピニールシート等・ (仮設間仕切等の種別 (2.3.2 ・ 在 ・ 本 下地 ・ た に ・ の の で ・ の で)) ・ 企種 単管下地 ・ 防湿シート 仮設屋 ※本 製屋 ・ の ・ 12.0) 原さ	を受ける。 をすべて 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 「阿面帽木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (後2.2.1) (2.3.1) (2.3.1) (2.3.1)	 ② 塗腹防水 ③ シーリング 事名称 中京中学校屋上防水 	防水水体工法 の種別 の種別
⑥. 施工体制台帳7. 文化財その他 埋蔵物⑥. 実施工程表	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市総務課契数室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 「〒812-0016 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 Fで11 の日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方センター 「日本建設情報総合センター九州地方とクース・ビルⅡ6 Fで11 の92-411-346 Fで11	 技能士 21 . 施工の検査等 22 . ホルムアルデ 及び揮発性有 	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 源東月 調査範囲 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁劣化調査 外壁全体 目視及U打診 ※2節 ②1節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2節 ※2	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-)・仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の語負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン)にし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及びの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※配立、足場極等・(外部足場 ※配立、上はる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ピニールシート等・合板 ・ (固定家具の養生、※ピニールシート等・ (仮設間仕切等の種別 (2.3.2 ・ 在 ・ 本 下地 ・ た に ・ の の で ・ の で)) ・ 企種 単管下地 ・ 防湿シート 仮設屋 ※本 製屋 ・ の ・ 12.0) 原さ	を受ける。 をすべて 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 「阿面帽木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (後2.2.1) (2.3.1) (2.3.1) (2.3.1)	(a) 全膜防水 (b) シーリング (c) シーリング 行橋市1	Sh
⑥ 施工体制台帳7 文化財その他 埋蔵物⑨ 実施工程表⑩ 工事の記録	登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に、完成時は完成後 1 0 日以内に、工事実績情報サービス(C O R I N S)に基づき、「建設情報実績」を作成し、建築都市 総務課契約室の確認を受けた後に、(一財) 日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(一財) 日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。 間い合わせ先 〒812-2016 1 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f 下別・2016 1 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f 下別・2016 1 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f 下別・2016 1 福岡市博多区博多駅東3-11-28博多サンシティビルⅡ6 f 下別・2017 1 1 2 2 4 1 2 3 2 4 1 3 2 4 2 3 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	 技能士 21 . 施工の検査等 22 . ホルムアルデ 及び揮発性有 	国による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスペストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「H 2 7 年度福岡県環境物品等調達方針」によること。 類素項目 調査範囲 調査方法 報告書・数量書 外壁外化調査 外壁全体 目規及U打診 ※2部	② 仮 設 工 事	34. 参考図 (/-)・仕様の図面) の取り扱い ③ . 竣工後の調査 ① 足場その他	総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報など 避り込んだ図面とし、それらの独点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の語負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに 参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製 等品以上であれば使用できる。 竣工後(※2 ・ 1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、 手 す り 先 行 足 場 に つ い て 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省 24001号平成21年4月24日)」の「手すり先行工法等に関するガイドライン)にし、足場組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中核及びの機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 (2)手すり据置方式又は (3)手すり先行事用足場方式により行うこと。 内部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※脚立、足場極等・(外部足場 ※配立、足場極等・(外部足場 ※配立、上はる養生※行う ・ 行わない 材料、撤去材等の運搬 A種※B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 既存部分の養生、※ピニールシート等・合板 ・ (固定家具の養生、※ピニールシート等・ (仮設間仕切等の種別 (2.3.2 ・ 在 ・ 本 下地 ・ た に ・ の の で ・ の で)) ・ 企種 単管下地 ・ 防湿シート 仮設屋 ※本 製屋 ・ の ・ 12.0) 原さ	を受ける。 をすべて 協品等でも同 報告すること。 基発第04 よるものと 「阿面帽木 の2の (2.2.1) 階段仕上足場) (後2.2.1) (2.3.1) (2.3.1) (2.3.1)	 ② 塗腹防水 ③ シーリング 事名称 中京中学校屋上防水 	防水水体工法 の種別 の種別

平成29年度版(平成29年度改訂 H2904) 10 EN といの材種等 ② (図示 (3. 8. 2) コアの形状 径50mm 深さ70mm 4. 欠損部改修工法 タイル部分張替え工法 (4.5.7) 4 仕上塗材仕上げ (4.1.4) (4.2.2) (表4.2.3) 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆のもの ・ (抜き取り部の補修方法 製造所 呼び名 種類 仕上げの形状 工法 鋼管製といの防露巻きは「改修標仕」表3.8.5による。 (3 8 3) (4 1 4) (4 2 2) (4 3 5) 外装薄塗材Si ● Uカットシール材充填工法 ・変形シリコーン樹脂 ・エポキシ樹脂 ・可とう形外装薄塗材Si Oゆず肌状 備考 8. アルミニウム製笠木 部材の種類 ・ 250形 ・ 300形 ・ 350形 ・ (ポリマーセメントモルタルの充填 (3.9.2)・ポリウレタン樹脂 ・シリコン樹脂 ※ A-1種又はB-1種 ・ (表面処理 JIS A5785 ボリウレタン系シーリング材 ※行う ・行わない ◎薄付け仕上塗材 ・可とう形外装薄塗材E 平たん状 棟上避雷導体システム ※無・有 ○防水形外装薄塗材E ④ 施工 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 次表のとおりとする。 ○可とう性エポキシ樹脂 (表4.5.1) 外装強塗材S - 善色 畳材 砂型 1)延べ面積が500㎡以上の建築物 防水施工業者は、建設業法第3条の許可(防水工事業)を受けて 形式 外部側に柱形のない場合 砂壁状 外部側に柱形のある場合 (4, 1, 4) (4, 2, 2) (4, 3, 6) 外装厚塗材C (2) 特殊な用途等に係る建築物で、 いる者で、(社)福岡県防水工事業協会会員又は、これと同等以上 ールエ法 柱の両側又は開口端部上下及び 中間3~4m程度 高度な防水技術を要するものと の施工責任が認められる者から選ぶこと。 凸部処理 監督員が承諾する場合 ・パテ状エポキシ樹脂 JIS A6024 外装厚塗材E 平たん状 ※適用 (3) (1)、(2)以外の場合 防水施工工事業者は、建設業法第3条の許可(防水工事業)を受け 水平方向 厚付け仕上塗材 ひき起こし セメントスタッコ以外の塗材の場合 ●可とう性エポキシ樹脂 JIS A6024 各階ごと打継ぎ目地の位置 かき落とし ている者から選ぶこと。 4 欠損部改修方法 ●充填工法 (4. 2. 2) (4. 4. 8) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法 外装厚塗材Si,E 凹凸状 既存モルタル面の欠損部 ● 保証年限 防水保証年限は、引渡の日から次表のとおりとする。 保証については防水工事業者が、(-社)福岡県防水工事業協会会員の場合は、請負 コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 幅20mm以上、深さ10mm以上 適用 ・適用しない 品質・規格等 改修工法の種類 材 料 上記以外の箇所の目地 目地等の形状は、凹凸、広狭等のないものとする。 幅10mm以上、深さ10mm以上 業者、防水工事業者、(-社)福岡県防水工事協会の連名保証とする。 その他の場合は、請負業者、防水工事業者、製造メーカーの連名保証とする ・ポリマーセメントモルタル 指 网 涂 材 CF モルタル塗替え工法 改修標仕4.2.2(g)による 塗厚25mmを超える場合の補強 可とう形復層塗材CE 凹凸模様 - ※水系アクリルつやあり タイル張り工法と張付け材料の塗厚 既製目地材 ・水系ポリウレタンつやあ アスファルト防水(A-1, 2, 3、Al-1, 2, 3、B-1, 2, 3、Bl-1, 2, 3、D-1, 2, 3, 4、DI-1, 2) 適用する 張り付け材料 複層塗材E イルの種類 タイルの大きさ 工法 改質アスファルトシート防水 (AS-T1, 2, 3, 4、AS-J1, 2、ASI-T1、ASI-J1) ・複層仕上塗材 RSの場合は 種類 塗厚(mm) L モルタル塗替え工法 合成高分子系ルーフィングシート防水 (S-F1, 2:シ-ト(ア) 1, 5mm及び 5~8 防水形複層塗材CE 溶剤系ポリウレタンつやあり Omm、S-M1, 2, 3、SI-F1, 2、SI-M1, 2)、塗膜防水 (X-1, 2) 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置 改良積上げ張り 4~7 1 枚ずつ 下地側4~6 付ける モルタル 防水形の増塗材 ※行う 合成高分子系ルーフィングシート防水 (S-F1:シート(ア)1.2mm) ※図示 二丁掛けタイル以下 改良圧着張り · 防水形複層塗材RS タイル側3~4 ⑤ 浮き部改修方法 (4.1.4)(4.4.10~15)(表4.4.3,4) 種別・工法 保証年限 (年) ガルパリウム鋼板 ・10・ 11. その他の防水 施工箇所 借者 25mm角を越え アンカービンの本数 注入口の箇所数 充填量 (本/m2) (箇所/m2) 又は注入量 金属屋根 ユニットタイル 小口未満 張り付ける 可とう形改修塗材E モルタル 改修工法の種類 可とう形改修準材RE さざ波状 - ||※水系アクリルつやあり (モルタルを撤去しない場合) 一般部 指定部 一般部 指定部 (箇所/ml) ・可とう形改修用 ・可とう形改修塗材CE (4) ① 施工調査数量 ゆず肌状 **⊙** (対象工区外壁全体 タイルの種類 (4. 2. 2) (4. 5. 7) (4. 5. 8 調杏節用 ※図示 ×25 溶剖系 調査項目 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の 部分エポキシ樹脂注入工法
 施工箇所
 形状・寸法
 きじの質
 うわぐすり
 役物
 色
 見本

 磁器
 世っ器
 陶器
 無ゆう
 施ゆう
 有
 無 標準
 特注
 焼き
 借去 挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 ×20 ×20 ×25 図示 ※目視及び打診 -全面エポキシ樹脂注入工法 -※ホルムアルデヒドの放散量 F☆☆☆◆等級のもの 防火材料の指定 ※屋内の壁及び天井の仕上げ材は、建築基準法に基づき指定又は認定を 調査報告書 ※(1)部を監督員に提出する。 受けた防火材料とする。 全面ポリマーセメントスラリー 国本のための 補修方法 ・図示 ・ ((1.5.3) 注入口付アンカーピンニング その他の材料 破壊部分の補修 ③ ひび割れ部改修方法 セメント系下地調整材 JIS A6916規格品 樹脂注入工法 部分エポキシ樹脂注入工法 役物 標準的な曲がり (小口、標準、二丁、屏風) の役物は一体成形とする。 材 料 製 造 所 注入口付アンカーピンニング **※16 %16** ×25 タイルの見本焼き ※行わないタイルの試験張り ※行わない ポリマーセメントモルタル ※監督員の承諾する製造所 ・低粘度形 ・中粘度形) 注入口付アンカーピンニング **%**16 製造所(全面ポリマーセメントスラリー 剛離剤 製造所(5. 浮き部改修方法 注入工法の種類 注入工法 (4.1.4)(4.5.9~15)(表4.4.3.4) アンオービンの本数 注入口の箇所数 本/m2) (箇所/m2) ※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 存值册 既存建具を新規金属製建具に改修する場合の工法 (5, 1, 3) 材質 ※ステンレス鋼 (SUS304)、呼び径4mmの丸棒で全ねじ切り加工したもの 注入口間隔 ※200~300mm間隔 かぶせ工法・ 撤去工法 (モルタルを撤去しない場合) 注入口付アンカーピン 材質 ※ステンレス錮 (SUS304) . 呼び径外径6mm (5.2.2~4) (表5.2.1) (表5.2.2 エポキシ樹脂の注入量 ・ (・アンカーピンニング *****25 **3**25 2 アルミニウム 手動式エポキシ樹脂注入工法 外部に面する建具 部分エポキシ樹脂注入工法 内部建具
 ※ 普通サッシ
 A種
 B種
 C種

 防音サッシ
 性能 (NAT 1級)
 ・機械式エポキシ樹脂注入工法 (4, 2, 2) 注入口間隔 全面エポキシ樹脂注入工法 材 料 注入量(m I /箇所) 製造所 注入口間隔(mm) 固定用エポキシ樹脂 JIS A6024の規格品 20 **※50** ひび割れ幅(mm) 0.3以下 全面ポリマーセメントスラリー · A-1種 · A-2種 ※ B-2種 高粘度形 ※C-1種 - C-2種 注入用エポキシ樹脂 JIS A6024の規格品 注入口付アンカーピンニング 3. 網戸 16 25 エポキシ樹脂の注入量 部分エポキシ樹脂注入工法 網の材種 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製 コア抜き取り試験 スラリー 注入口付アンカーピンニング **3** 25 事施する ※実施しない 全面エポキシ樹脂注入工法 . 樹脂製建具 (5.3.1) (表5.3.1) コア抜き取り個数 ひび割れ長さ 浮き部分撤去モルタル塗替え工法 注入口付アンカービンニング *16 **※**16 種別 外部に面する建具 内部建具 ※ 普通サッシ - A種 - B種 - C種 -ひび割れ長さ 500m毎及びその端数につき1個 厚さ ※10・(コアの形状 径50mm 深さ70mm 注入工法 防音サッシ 性能 (抜き取り部の補修方法 テストハンマーによる打診により確認を行い、その結果を監督員に提出し、 **※9 ※16 ※9** ・ 断熱サッシ 性能 (**※50** 承諾を受ける。 エポキシ樹脂注入タイル固定工法 QUカットシール材充填工法 (4. 2. 2) (4. 3. 5) . 鋼製建具 簡易気密型・アセットの性能値 (5. 4. 2 ※ステンレス鋼 (SUS304) 、呼び径4mmの丸棒で全ねじ切り加工したもの 1. 施工調査数量) ・ 適用しない 材 料 ※適用する \((※A-3 ・ 注入口付アンカーピン 材質 ※ステンレス銅 (SUS304) 、呼び径外径6mm 亜鉛的つき鋼板のめつき付着量 ※Z12又はF12 ・ (鋼板の厚さ ※「改修標仕」表5.4.2による ・ 建具表による ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、 JIS A5785 ボリウレタン系シーリング材 ※行う 行わない 調査項目 (5.4.4) 漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 簡易気密型ドアセットの性能値 ※適用する (※A-3・ **○**可とう性エポキシ樹脂 ※タイルの剥がれ及び剥落部を壁面に表示する。 6. 鋼製軽量建具 (5. 5. 2 製造所 ビニール被覆鋼板 ・適用する ・適用しない カラー鋼板 適用する ・適用しない ※浮き部分を壁面に表示する。 (5.5.3 ールエ法 (4, 2, 2) (4, 3, 6) 調杏方法 ※日視及び打診 6. 月地改修工法 目地ひび割れ部改修工法 (4. 1. 4) (4. 5. 16) 召合わせ、縦小口包み板なるの材質 ※鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ (既製調合モルタル(目地材料) 製造所 () 製 造 所 (4. 1. 4) (4. 5. 16) ・パテ状エポキシ樹脂 JIS A6024 伸縮調整目地改修工法 表面仕上げ ※HL ・(• (種類 ※改修標仕(表3.7.1)による。 材質 ※SUS304 · (補修方法 、ステンレス製建具 (5. 6. 2~5 シーリング用材料 ●可とう性エポキシ樹脂 JIS A6024 曲げ加工 ※普通曲げ ・ 角出しぬげ 4 欠損部改修方法 (4. 2. 2) (4. 3. 7) ① 施工調査数量 **⊙** (対象工区外壁全体) ●充填工法 見本品を監督員に提出して承諾を受ける。 (表5.7.1) (5.7.2~4) マスターキー※製作する (※新規 ・ 気存に合わせる)・製作しない 製 造 所 ひび割れ部改修方法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 5. 5) 調査項目 ※仕上げ塗材等の劣化部分、剥落部分等を壁面に表示する。 8. 建具用金物 ※既存塗膜と新規塗材との適合性を確認する。 ●エポキシ樹脂モルタル JIS A6024 製造所 材 料 調杏方法 • 図示 ※日相及7%打診 建具金物の種類 調査報告書 ※(1)部を監督員に提出する。 -中粘度形) (・低粘度形 品質·規格 (1) 施工調査数量 (対象工区外壁全体) 注入工法の種類 ※ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動 図示() 2. 調査のための 補修方法 (1.5.3) 本締り錠 調査項目 の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 ※自動式低圧・ポキシ樹脂注入工法 破壊部分の補修 ※モルタルのはがれ及び剥離部を壁面に表示する。 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 改 既存塗膜等の除去 ※浮き部分を壁面に表示する。 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 (4.6.3) (表4.6.2~4.6.5) エポキシ樹脂の注入量 調査方法 工法 処理範囲 下地処理 ※高圧水沸工法(30岬a程度以上) ※既存仕上げ画全体・図画図示 <mark>②</mark>浮き部改修工法 図示 ※目視及び打診 下地処理及び下地 ※ (1) 部を監督員に提出する。 調査報告書 評価名簿による ・手動式エポキシ樹脂注入入法
 ・サンダー工法 (10 WP a 程度以上)
 ※既存仕上げ面全体・図面図示
 〇U び割れ部改修工法

 ・金額刺離剤工法
 ※既存仕上げ面全体・図面図示
 〇欠損部改修工法
 フロアヒンジ 調査のための 補修方法 (1.5.3) 機械式エポキシ樹脂注入工法 破壊部分の補修 注入孔間隔 ※上記処理範囲以外の既存面全面 ・樹脂注入工法 (4. 1. 4) (4. 2. 2) (4. 3. 4) 開閉装置の性能値 スライディングドア用※「改修標仕」表5.8.1による・ 注入パイプの間隔(mm) **ひび割れ幅(mm)** 塗膜剥離剤 製造所 製 造 所 JIS A6024の規格品 ※エポキシ樹脂 スイングドア用 ※「改修標仕」表5.8.2による・ (3~0.5 駆動力 ※電気式又は電動油式 ・低粘度形 ・中粘度形) ※下地調整塗材 ・防水形仕上塗材主材を使用 電源 ※単相100V (過電流保護装置付) · (・軟質形エポキシ樹脂 JIS A6024 ・(センサの種類 ※熱線・(注入工法の種類 コア抜き取り確認 ・実施する ※実施しない ・ポリマーセメントモルタル 製造所(補助センサ ※安全光線スイッチ1組 工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む ※安全光線スイッチ1組・(・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 コア抜き取り個数 ひび割れ長さ 注入孔間隔 ※200~300mm間隔 ・ (エポキシ樹脂の注入量 ・ (ひび割れ長さ 500m毎及びその端数につき1個 コアの形状 径50mm 深さ70mm ・手動式エポキシ樹脂注入工法 抜き取り部の補修方法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法 注入孔間隔 (4. 1. 1) (4. 2. 2) (4. 5. 6) Uカットシール材充填工法 承認覧 ひび割れ幅(mm) 注入パイプの間隔(mm) 図面名称 0.3以下 ※1成分形又は2成分形 中京中学校屋上防水及び外壁改修工事 改修工事特記仕様書(2) 0.3~0.5 JIS A5785 ボリウレタン系シーリング材 ※行う 行わない 行橋市役所 雅市整備部 建築政策課 尺度 エポキシ樹脂の注入量 ・可とう性エポキシ樹脂 A - 0.2福岡県行橋市中央一丁目1番1号 コア抜き取り個数 ひび割れ長さ

平成29年度版(平成29年度改訂 H2904) 10. 重量シャッター 機能による種類 (6.13.2) (6.13.3) -6. 金属成形板張り Г14.6.2」 14. カーテン及び 「20.2.14」「表20.2.1」 12. せっこうボード その他ボード ・ 管理用 ・ 防火(・ 外壁用 ・ 屋内用) ・ 防煙 材 種 **⊙** せっこう 材種 製法 材種 寸法 (mm) 厚 (mm) 表面処理 カーテンレール 施工箇所 ひだの種別 形 式 開閉装置 ャッターケース(防火・防煙以外の場合) ・ 設ける ・ 設けない (5.10.2) ●下地張り ●突付け スパンドレル系 ・ 押出し ※ アルミニウム ・片引き・引分け 有 ※無 及び合板張り 開閉機能による種類 (表5.10.1) ・片引き ・引分け ・ 有 ※無 ※上部電動式(手動併用) 電源 ※ V kw以下(過電流保護装置付) 継目処理工法 ※プレス ·片引き ·引分け · 有 ※無 伸縮調整維手 ・片引き・引分け・有 ※無・ ・片引き・引分け・有 ※無・ ※暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重掛けは300㎜以上とする。 耐風圧強度 • ●化粧せっこう トラバーチン模様 直張り ※突付け 1. 手すり及びタラッフ 「14.8.2」「14.8.3」 ガ種 ※ステンレス型 ・ アルミニウム製 ・ 鋼製 事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。 910*910 種類 材料の種別 表面処理 11. 軽量シャッター 開閉機能による種類 (5.11.2~4) (表5.11.1) ○太日様様 直張り ※目透し 東田経鉄 手 すり 亜鉛めっき 外部 ※10-3 内部 ※E種 廖 15. ブライント ★*ックス 材種 ※アルミニウム製(既製品)・ 鋼製 ・ ((裏桟付 下地材付き ·上部電動式 手動併用) 電源 ※ V kw以下 (過電流保護装置付) 無石線けい酸 硬質太毛が小様 ステンレスSUS304 ※ 研磨なし 及75 色彩 ※シルバー ・ 着色 ・ (形状 ※溝幅90×深さ150 ・溝幅(亜鉛めっき 内外部 ※C種 カーテンホーック) ×深さ(普通木毛セメント板 カルシウム板 張付け スラットの形状 ※イターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。 木質セメント板 コーナ 材種 ※ステンレス製 ・ (継目処理 1. フリーアクセスフロア 12. オーハ・ーヘット・ト・ア セクション材料 ※スチールタイプ 天井見切縁 種 ※アルミニウム押出型材 ・塩化ビニル製 ・ アルミニウムタイプ 寸 法 高 さ 耐震 所定荷重 表面仕上げ材 (mm) ・ファイバーグラスタイプ ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 施工箇所 構法 備考 施工箇所 ※仕上表による ・ (パネル構法 3,000N ・帯電防止床タイ ハ・ーティクルホ・ー ・ スタンタ゛ート゛形 ・ ローヘット゛般 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 溝構法 8. 点検口 施工箇所 材 種 寸 法 ガイドレール ※溶融亜鉛めっき鋼板・ テンレス鋼板 (SUS304) 天然木化 粒合板 福岡県産材 天井 ※アルミニウム ・ () - 450 × 450 - 600 × 600 ・アルミニウム ・ ステンレス ・ 450×450 ・ 600×600 耐風圧強度 · 感電防止性能 (漏えい抵抗 R≧1×10 Ω 6 形式 一般型 簡易密閉型 密閉型 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 13. ガラス 建具に取り付けるガラス及びガラスブロックは図面図示(34.具表)による。(5.13.2) 遮音シ╈ル材 ※アクリル系シーリング材 ・ ジョイントコンパウント 19. くつふきマット 材種 ※塩化ビニル製又はゴム製(受枠ステンレス製)) 同等以上 (6. 13. 2) (6. 13. 3) (5.13.2.(b)) (5.18.3) (表5.13.1) 硬質アルミニウム製 (受枠硬質アルミニウム製) 建具の種類 厘 さ 2. 可動間付切 Г 20. 2. 3」 ・スランレス製(受枠ステンレス製) アルミニウム製 ※シーリング材 (SR-1) 生地のまま又は透明塗料塗りの場合 ※A種 (既製間性切) パネル部の総厚さ 表面材種(厚さ) 構造形式 仕上げ ※メラミン樹脂又はアクリル樹脂 ※ラワン程度 ・ (※ パネルゼ 20. 鋼製書架及び 種 類 *0.6 · (B種 焼き付け 鋼製書架 JI 1種 - 2種 - 3種 ※しな程度 ・(- 錮製物品棚 合成樹脂塗床材の除去工法 品質JIS A 6512によるもの又は評価名簿によるもの 既存床の撤去 · 天然木化粧合板 並びに下地補修 ・機械的除去工法 ・目荒し工法 11. 旗ざお 材種 ※アルミニウﯘ製 _ 受けたもの。 . 移動式間仕切 Г20.2.4」 形状 ・テーバー式 接着剤 壁紙、ピニル床タイル、ピニル床シート、幅木に使用する接着剤は、トルエン等の含有量が少ない ホルムアルデヒド放射量 ※F☆☆☆ ・ ((スライテ゜ィンク゜ト゜ア) 形式 ・ロープ式 ハンドル式 遮音性 規格品とする。壁紙用の接着剤は、フタル酸ジ-n-プチル及ぴフタル酸ジ-2-エチルヘキル等を含有 ーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量 *60 ·80 ·100 (6.13.2) 一般タイプ 焼付け しない難揮発性の可塑剤を使用している規格品とする。 %F☆☆☆☆ ・ 遮音タイプ 22. 旗ざお受金物 材種 ※ステンレス製 (市販品) SUS 304 ・ (ホルムアルデヒド放散量 壁紙はJIS A6921により、 %F☆☆☆☆ 13. 壁紙張り 建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたもの 3. ピ=****(床シート張り (6.8.2) (6.8.3) 4. トイレブース Г20.2.5」 23. 流し台ユニット ステンレス流し台 仕様・寸法 ホルムアルデヒド放散量 ¥×F☆☆☆ ・((6.14.2 防火性能の種類 種 類 記号 色柄 厚さ 工法 特殊機能 備 考 ・ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板 ・ (コンロ台 仕様・寸法 普級品 ・ アルミ製 ・ ステンレス製 ・ (吊戸棚 発砲層のないもの ※FS ※無地 ※2.5 ※熱溶接 ・帯電防止 ・1級 ・2級 ・(仕様・寸法 附属金物足形状 ニル床 突付け · 耐動荷重性 ※ ステンレス製 ・(k切棚 発砲層のあるもの ※ 幅木型 ・ 足金物型 ・ 丁番吊 ・ 中心吊 · 防滑性 24. 視覚障害者用 誘導床材 磁器製又はせっ器製 ・ 300角 ・() 無ゆう 黄色 上 素地ごしらえの種別 . 階段滑止め 金属製 種 ※ステンレス製(SUS304) ・ 真鍮製 ビニル床タイル 4. ピニル床タイル張り (6, 8, 2) (6, 8, 3) モルタル及びプラスター面 · A 種 √ ※B種 式 ※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り ・ タイヤなし 点字鋲 材 種 形状 厚さ ジョンポジションビニル床タイル(半硬質) ※300角 ※接着工法 · (14. タイル張り 施工業者 磁器製 コンポジションビニル床タイル (硬質) **%** 6 0 ホモジニアスピニル床タイル 25. 既製フェンス ビニル被覆エキスパンドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェンス 施工箇所 表面仕上げ 直径 (mm) 鋼管フェンス ・(帯電防止ビニル床タイル(置敷タイプ) 材 種 取付箇所 (スロープ) ※ク¹(アラッカー ・60 ・45 6. かぎ箱 〔鋼製市販品 ・30組用 ・60組用 ・12┃0組用 ・ステンレスパイプ ・HL 製品とする 27. 敷地境界線 種別 · A種 (程度) ※B種 ・ビニル製 5. ビニル幅木 • 碩督 (6 8 2) 8. 屋外掲示板 照明器具 ※あり ・ なし Ж 2 高さ ※60 床仕上の異なる箇所には目地棒を入れる。 「20 ※ステンレス製6×12 ・ステンレス製4×12 ・ 黄銅製4×12 . 75 . 100 . (15. 断熱材 打込み断熱材 Г19 9 2 г 7. 床目地棒 Г20. 2. 7 г 錠 ※あり ・ なし 原 さ 6. カーペット敷き (6.9.2)(6.9.3)(6.9.4)(表6.9.1)(表6.9.2) 材種 ※ステンレス製(上下式鎖内蔵型) ・ (29. 車止め支柱 8. 黒板及び ※福岡県黒板工事特記仕様書の項目を適用する。 Г20.2.8」 種別 織 り 方 パイルの形状 色柄 保温板 - A種3種b (接地部分) 形状 ※スプリング付き ・ スプリングなし 備 防虫加工品 ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆ ・ループパイル 模様 人体帯電圧 30. 新聞受・郵便受 9. 鏡 Г20.2.9」 ※反毛フェルト(JIS L 3204)第2種2号(厚8) ※現場発泡工法に示された施工箇所以外の箇所 ガラス臣 ・ (31. 木製家具 家具専門メーカーの製作品とする。 (6.9.2)(6.9.3)(6.9.4)(表6.9.2) 現場発泡断熱材(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材) Г19. 9. 3 г パイル形状 工法 備考 10. 表示 ※図示による 「20.2.10」 32. 収納・収納家具 合板類 難燃性 ※3級・2級 厚 さ ・25・(…… ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆ ・ (下記による 種 類 ミディアムデンシティファイバーボード(MFD)及びパーティクルボー マルチレベルループ ※4~6 (寸 法 取付方法) ・グリッパー工法 ※ 3kw以下 ・ マステンレス製市販品 施工箇所 ※窓回り等の断熱補修部分 レベルループパイル ※4 ・ カット、ループ併用・(非常用進入口の表対 市販品・ (6.9.2)(6.9.3)(6.9.4)(表6.9.2) 3. 施工中の安全管理接着剤及び塗料の配付にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な ・ 室名札 ステンレス製) ・面付 ・持出し 材 種 品質・規格 厚さ
 イルカーベット
 (して、)

 種別
 バイルの形状
 寸法
 総厚さ
 色柄
 電気抵抗

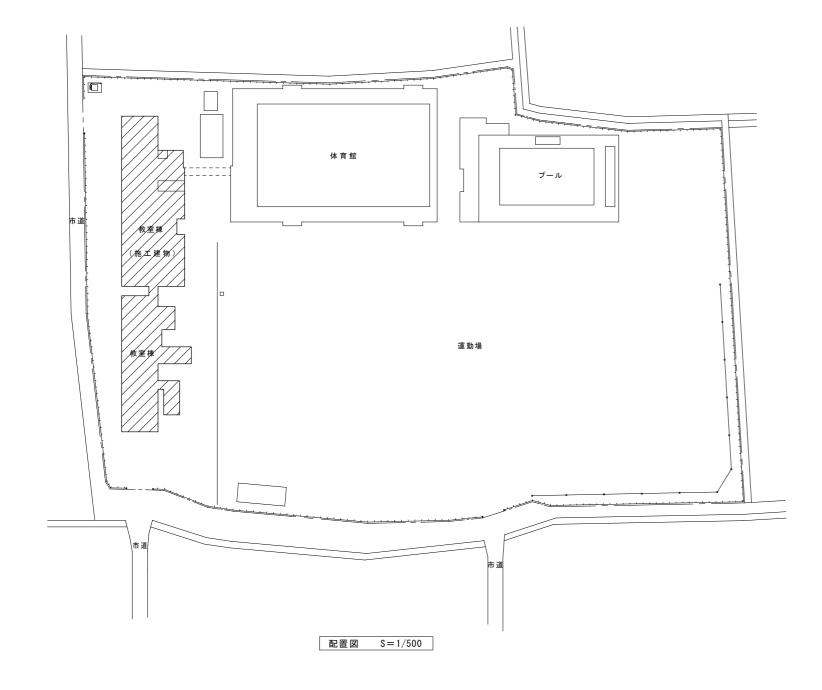
 ※一種
 ※ループパイル
 ※500角
 ※6
 5
 ※無地
 ※適用しない
 ・ロックウール吸音材 ロックウール吸音ボード 1号(60K) ピクトグラー ステンレス型 乾燥時間を取るものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、 室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。 ・グラスウール吸音材 グラスウール吸音ボード 2 号32K ・ 案内板 ステンレス製 二種 ・カットパイル - 雄様 · 10 Ω以下 ガラスクロス (JIS R3414) 額級張 7 0 材料 ガラスクロス張りグラスウール吸音ボード(910*1820)の取付け工法 屋内の壁及び天井の塗装仕上げ材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を 7. 合成樹脂塗床 (6.10.2)(6.10.3)(表6.10.3~7) ポリプロピレン及びプラスチックファスナー留め 4本/㎡程度以上 受けたものとする。 塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。 11. 煙突ライニング ・煙突用成形ライニング材 Г20. 2. 11 г 仕上げの種類 7. ポリスチレンフォーム ・ 弾性ウレタン塗り床材 ※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ 畳下地 厚さ ※40 ・65 ・80 フローリング類 厚さ ※80 ・95 最高使用温度 ※650℃ ・ (ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆・ 床下地材 エポキシ樹脂塗り床材 ※薄膜流し展べ仕上げ ・ 厚膜流し展べ仕上げ (※平滑・防滑) キャスタブル耐火材 ・樹脂モルタル仕上げ(※平滑 ・ 防滑) ・ 防滑仕上げ ※監督員の承諾する製造所・ ()同等以上 ② 塗装業者 (-社) 日本塗装工業会の会員 ※監督員の承諾する塗装業者 Г14. 2. 1」 12. ブラインド パテンレスの 表 面 Г20.2.12」 8. 防摩用塗料塗り 質 水性アクリル系樹脂塗料 (※標準色 種類 ※ヘアライン程度 借去 ※構型ブラインド(JIS A 4801) ・ 縦型ブライン 施工箇所 ・アルミニウム合金 ・クロス ※アルミニウム合金 下記以外の見え掛かり全て 塗 布 量 主剤2回塗りとし、総塗布量は0.25 kg/㎡以上 ・ No. 2 B程度 ※ギヤ式 ・コード式 ・操作様式 ・1本操作コード・ 開閉方式 スラットの幅 鏡面仕上げ 9. フローリング張り 11.2~7) (表 6.11.1~4) 13. ロールスクリーン 「14.2.2」「表14.2.1」 厚を・大きさ 樹種 工法及び寸法 類 別 塗 装 アルミニウム 及 てド 種類 施工箇所 備考 ※釘どめ工法 塗装品 アルミニウム合金の • B-1種 A種 · B種 ※ C種 表面処理 - B-2種 無塗装品 接着工法 「14.2.3」「表14.2. トルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 3. 鉄鋼の亜鉛メッキ 亜鉛めっきの種別 溶融・A種 · B種 · C種 JIS H 8641 10. 体育館用 フローリンク・張り ・ 酢酸ビニル系エマルション ・ エポキシ樹脂系 ポリウレタン樹脂塗料3回塗り・ 軽量 鉄骨 野緑等の種類 (6.6.2)(表6.6.1) 表面塗装 ・ 下張り板に接着剤で接着し、隠し釘と脳天釘で止める ・ 1 2 mm以上(木製根太)・ 1 5 mm以上(鋼製根太) 屋内 ※ 19形 ・25形 ・ (屋外 ・19形 ・ (天井下地 承認管 工事名称 図面名称 下張り板 中京中学校屋上防水及び外壁改修工事 改修工事特記仕様書(3) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆ ・ (屋外における野級等の間隔((6.6.3) 厚さ・ 尺度 図面番号 行橋市役所 雅東政策課 スタッド、ランナーの種類 (6. 7.3) (表 6. 7. 1) 軽量鉄骨壁下地 ① 畳敷き ※「改修標仕」表 6.7.1による ・ 図示による ※別添畳工事特記仕様書による (表 6.12. 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-111

平成29年度版(平成29年度改訂 H2904) ③ 下地調整 (表7.2.1)~(表7.2.7) 1. 鉄筋の種類 材質 ※JIS G 3112 ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの (8. 2. 1) - SD295A - SD345 - SD390 施 工 区 分 表 · RA種 (新規不透明塗料塗りの場合) ・木部 (●印を塗りつぶしたものを適用する) 電話 昇降 給衛 工事内容 建築 外構 植栽 電気 空調 ガス 鉄筋の継手 ○鉄鋼面 RA種 (新規不透明塗料塗りの場合) (8, 3, 4) K RB種 **⊙** RC種 接合方法
 安合方法
 部位
 径

 ・ガス圧接・重ね継手・溶接継手 柱・梁の主筋
 ※D19以上・(
 0 RA種(新規に塗装を行う場合) ・亜鉛めっき鋼面 配電盤・制御盤の基礎 **電気と十分協議すること** RB種 - RC種 ・機械式継手 ・ (モルタル面及び · RA種 (新規に塗装を行う場合) ※重ね継手・ 0 電気関係 プラスター面 自家発電機の基礎 (アンカーボルトを除く) ・ RA種 (新規不透明塗料塗りの場合) ※ RB種 ・ RC種 ※JIS G 3551規格品 (8.2.2) テレビアンテナの基礎(0 A L Cパネル面 機器の基礎 避雷針の基礎 ・押出成形セメント板面 RA種 (新規不透明塗料塗りの場合) 4. 帯筋 屋内設備 0 · RB種 · RC種 ・ RA種 (新規に塗装を行う場合) 5. 壁の配 ボード面 シアコネクタ (8.3.7) 養械関係 屋外設備(架台、アンカーボルト含む)) •径 ()・長さ(※ RB種 · RC種 種類(屋上設備(架台、アンカーボルト除く) 0 彫込み深さ() ・間隔 (4 錆止め塗料塗り 塗料種別 (表7.3.1)~(表7.3.2) 圧接完了後の試験 ※外観試験 ※超音波探傷試験 (8.3.8) 補強を要するもの 、床、壁 貫通スリーブ 特殊な鉄筋継ぎ手 ・機械式継手の種類(・溶接継手 (8.4.2) (8.4.3) ※A種(屋外) ※ B種(屋内) 補強を要しないもの ・鉄鋼面 8. 割裂補強筋 (8. 21. 6) (8. 22. 7) B種(EP-Gの場合) 材料 材種 径 本数・ビッチ 適用箇所 補強を要するもの 、床、壁 貫通部型枠 ・スパイラル筋 ・亜鉛めっき鋼面 **※A**種 B種 ※図示 補強を要しないもの 经量鉄骨下地、 補強を要するもの ※図示 補強を要しないもの 錆止め塗料塗り (表7.3.1)~(表7.3.2) 開口部 補強を要するもの 埋込型分電盤、 端子盤等の型枠 塗装面 · A種 · B種 ※ C種 9. コンケリートの強度 (8.1.3) 補強を要しないもの ・亜鉛めっき細面 - A種 - B種 ※ C種 設計基準強度(Fc) N/mm² 類別 18 0 上記開口部の補強 新規鋼製建具等亜鉛めっき銅面 ※ A種 · B種 · C種 上記開口部の墨出し 芸漬コンクリート . 合成樹脂調合 スリーブの穴埋め (型枠の穴埋めを含む) 0 0 (表7.4.1)~(表7.4.3) ペイント塗り 種別 新規 ※ A種 · B種 · C種 OAフロア器具取付用 塗装の種類 備考 軽量コンリート・1種・2種 部位 (SOP) ※ 1種 · 2種 点検口 床、壁、天井 ※ 1種 · 2種 ※ 1種 · 2種 - Ⅱ類 10. コンケリートの種類 ※ I 類 \ (8, 1, 3) 外壁面(ダクト、チャンバーの接続用含む) 0 ガラリ 建具取付 塗替 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ※ 1種 ・2種 11. スランプ (8 1 4) 空調用リターン ・亜鉛めっき 新規 ・ A種 ※ B種 ※ 1種 · 2種 打込み箇所 塗替 ※ A種 ※ B種 ・ C種 ※ 1種 ・2種 銅製建具面A種 15 %18 0 排気フード ※単位水量の上限値 185 kg/m3 2. 普通コンクリート 上記以外 0 ※単位水重の千燥値 165 kg/m3 ※単位セメント型の下限値 270 kg/m3 ※水セメント比り上限値 65% (高炉セメントB種 60%) ※所要空気量の目標値 4.5% ※塩化物の含有量 0.30 kg/m3 以下 気温によるコンクリート強度の補正 ※監督員の指示による 6. クリヤラッカー塗 (8.1.4) 換気扇の取付枠及びアルミパネル (CL) 塗装面 備考 壁換気扇(ウェザーカバー含む) 換気扇 天井換気扇(ベントキャップ含む) 流し台 . フタル酸樹脂 (表7.6.1)~(表7.6.2) 排水トラップ含む 自火発電用 ナイルサービスタンクの防油提 エナメル塗り 防油提 新規 · A種 · B種 ※普通ポルトランドセント又は混合セメントのA種 13. セメントの種類 0 塗替 - A種 ※ B種 ・ C種新規 - A種 ・ B種 高炉セメントB種 床下水槽のマンホール蓋 (表8.1.3) (8.2.7) 0 亜鉛めっき銅面 塗替 ・ A種 ※ B種 ・ C種 4. 打放し仕上げの ※合板せきを用いる場合 屋外配水管 汚水、雑配水管 種別 適用箇所 雨水竪樋 8. アクリル樹脂系 (表7.7.1) · A 種 0 非水分散形塗料塗り 塗装面 · B 種 身障者用便所手すり (NAD) · A種 ※ B種 はみ込み形洗面器用カウンター(前板共) 0 - A種 ※ B種 ガスボンベ転倒防止用の鎖 モルタル及び | 構造体用モルタル (圧縮強度 (8. 2. 11) 耐候性塗料塗り (表7.8.1) 柱底均しモルタル (※無収縮モルタル 機械設備機器付属の制御祭以降の配管配線(接地共) グラウト材 (DP) 塗装面 備考 グラウト材 (※無収縮グラウト材) 機械設備機器付属の制御盤と電源供給及び配管配線 6. 鉄骨製作工場 ※監督員の承諾する工場 (8.1.5) アルミスパント レル 機械設備自動制御と電気設備盤との電源供給 0 · A種 · B種 **⊙** C種 ※1級 · 2級 **⊙**3級 Sグレード ・ Hグレード Mグレード ・ Rグレード ・ Jグレード 機械設備自動制御と電気設備盤との操作回路の渡り配管配線 加工能力条件 天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配管 0 つわ有合成樹脂 (表7.9.1)~(表7.9.4) ・施工管理技術者 (※適用する 適用しない) (8, 2, 8) 天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチとの渡り配線 7. 鋼材の種類 材質 ※JIS等の規格品 エマルション 新規 ※ A種 B種 C種 塗替 A種 ※ B種 C種 ペイント塗り ・建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材及び鋳鋼 天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ 0 種類 · SS400 (EP-G) 天井吊り型FCU、個別パッケージ、全熱交換器と操作スイッチ埋込ボックス 新規 · A種 · B種) • (電気配管配線 煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンパー及び排煙口に至る配管配線 0 塗替 A種 ※ B種 ・ C種 寸法 ※図示 小便器用節水装置制御盤以降の配管配線 新規 · A種 · B種 · C種 新規 · A種 · B種 · C種 新規 · A種 · B種 18. 高カボルト (8. 2. 9) 自動ドア及び電動シャッターなどの制御部への電源供給 ※トルシア形高カボルト指定、惣定品セットの種類 ※2種(S10T) 径(※図示) 自動ドア及び電動シャッターなどの制御部 その他 (**塗替・A種 ※B種・C種** 自動ドア及び電動シャッターなどの操作スイッチ間の配管配線及び操作スイッチ 19. 溶接部の検査 防火扉レリーズ 合成樹脂 (表7.10.1) 抜取り方法 試験の種別 試験箇所 電極棒 ※超音波探傷試験 (EP) 備考 全数試験 配線ピット及び蓋 新規 · A種 · B種 塗替 · A種 ※ B種 別途機器などへの接続 室外機・室内機間の伝送線 12. 合成樹脂 (表7.11.1) 室外機・室内機間の電源渡り線 20. スタッド溶接後 ※ 从 組 针 脸 ※仕上がり高さ及び傾きの試験 (8. 16. 5) エマルション パッケージエアコン 室内機・リモコン間の配線 の試験 ※打撃曲げ試験 模様塗料塗り 新規 A種 B種 C種 の 配 線 室内機・リモコン間の配管 (EP-T)リモコン埋込ボックス 耐火被覆の種別 使用箇所 13. ウレタン樹脂 (表7.12.1) 及び性能 室内機・集中リモコン間の渡り伝送線 - 1時間 - 30分 ・吹付けロックウール ワニス塗り ガス漏れ探知機 新規 · A種 ※ B種 OAフロア用配線器具 塗替 ⋅ A種 ※ B種 ・1時間 ・30分 ※図示 電気錠及び通電金具 電気錠 TENキー及び制御盤 14. ラッカーエナメル (表7.13.1) 22. スリット スリットの種類 (8, 25, 2) 完全スリット ・部分スリット 大理石のみ建築工事 塗り(LE) エレベーター出入口三方枠(金属製) 新規 · A種 ※ B種 塗替 · A種 ※ B種 50 mm) 深さ(・図示 シャワーユニット (バスユニット) 耐火材 (仕様) (仕様箇所 ※図示 ガス給湯器リモコン用ケーブル · 遮音材 (仕様) (仕様箇所 ※図示 ガス給湯器電線管及びボックス 15. オイルステイン (8.2.4) 塗り (OS) 23. あと施エアンカー 下地補強 引っ張り耐力() せん断耐力 (黒板工事 黒板・白板・掲示板) 埋込み長さ (※図示 セット方式 (※本体打込み式 接合筋 (種類 径 植栽工事 16. 木材保護塗装塗り (表7.15.1) ・接着系アンカー (※カプセル型・ ・核相ボノ・ : 引っ張り耐力 () せん断耐力 な () 埋込み長さ (※図示)せん断耐力 (· A種 ※ B種 アンカー筋の種類(※異形棒鋼 17. 屋内水系塗料塗り 屋内の木部、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルションペイント塗りに 性能確認試験 承認覧 工事名称 図面名称 ・適用する ※適用しない 適用する。 中京中学校屋上防水及び外壁改修工事 改修工事特記仕様書(4) 穿孔前の埋込配管等の探査 図示 範囲 ※全て 行橋市役所 雅斯整備部 建築政策課 尺度 図面番号 方法 ※鉄筋探査機 (8. 12. 5 施工確認試験 A - 04※引張り試験(確認強度 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-111



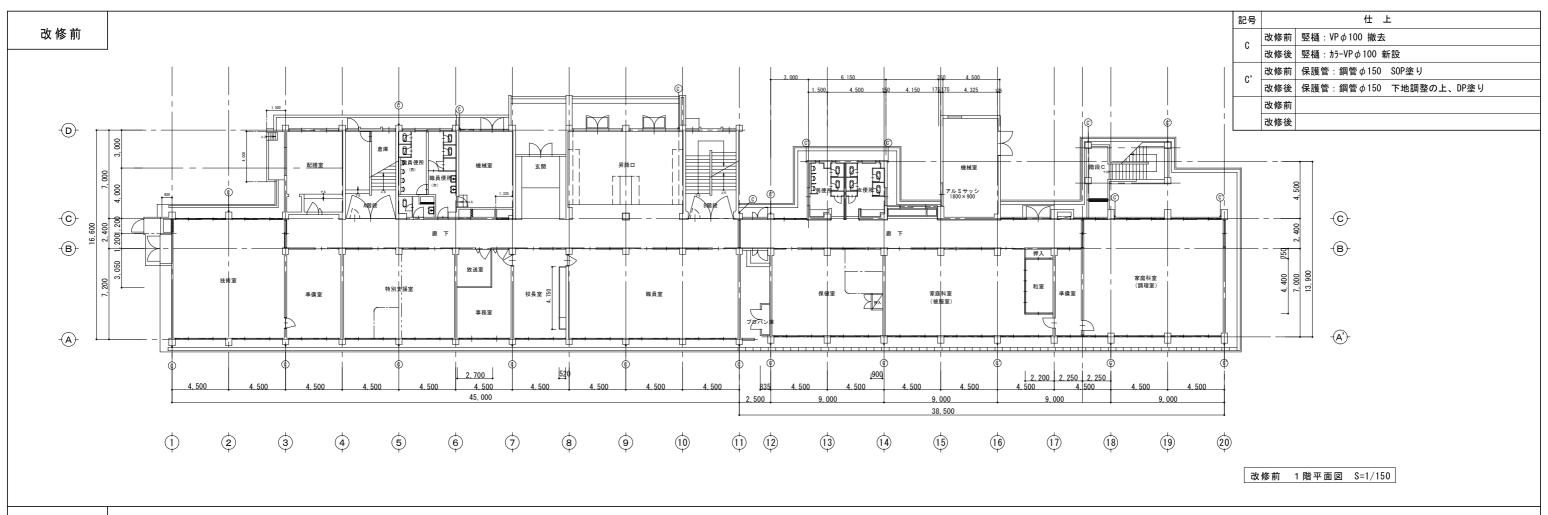
※ 工事期間中は生徒、職員の安全に努めること。 校内での車両通行は最徐行とし、適時交通誘導員を配置すること。 仮囲い、足場等の進入口は鍵付とし、原則として工事関係者以外の立入り禁止措置を行うこと。 工事完了後は使用ヶ所の整地等現状復旧を行うこと。



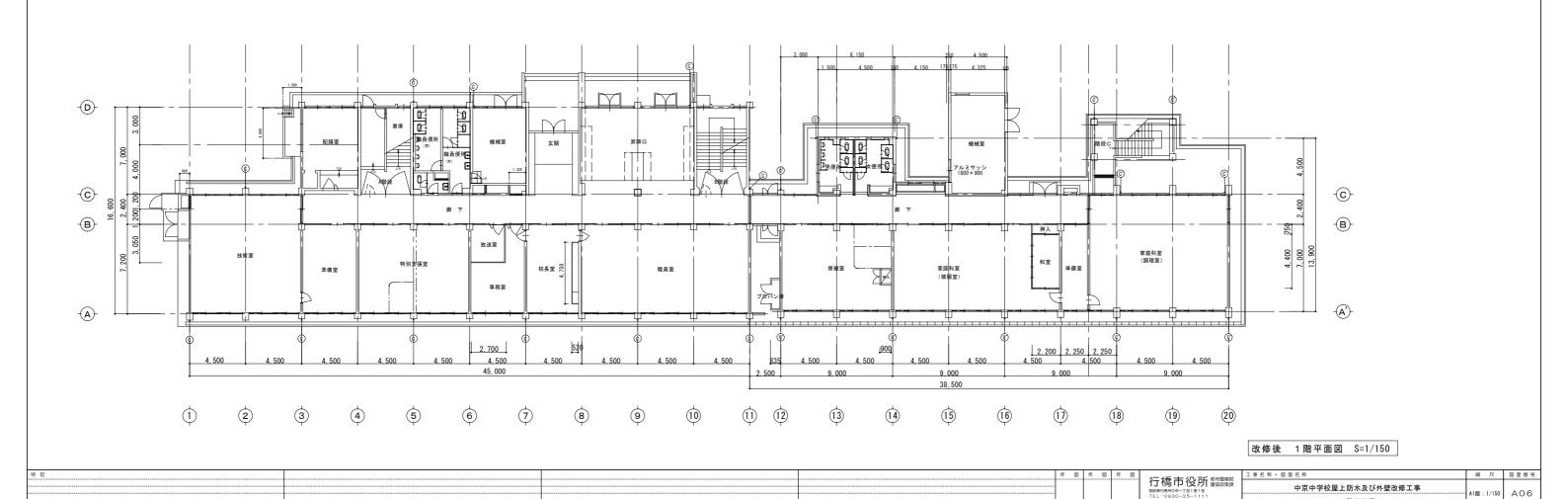


附近見取図

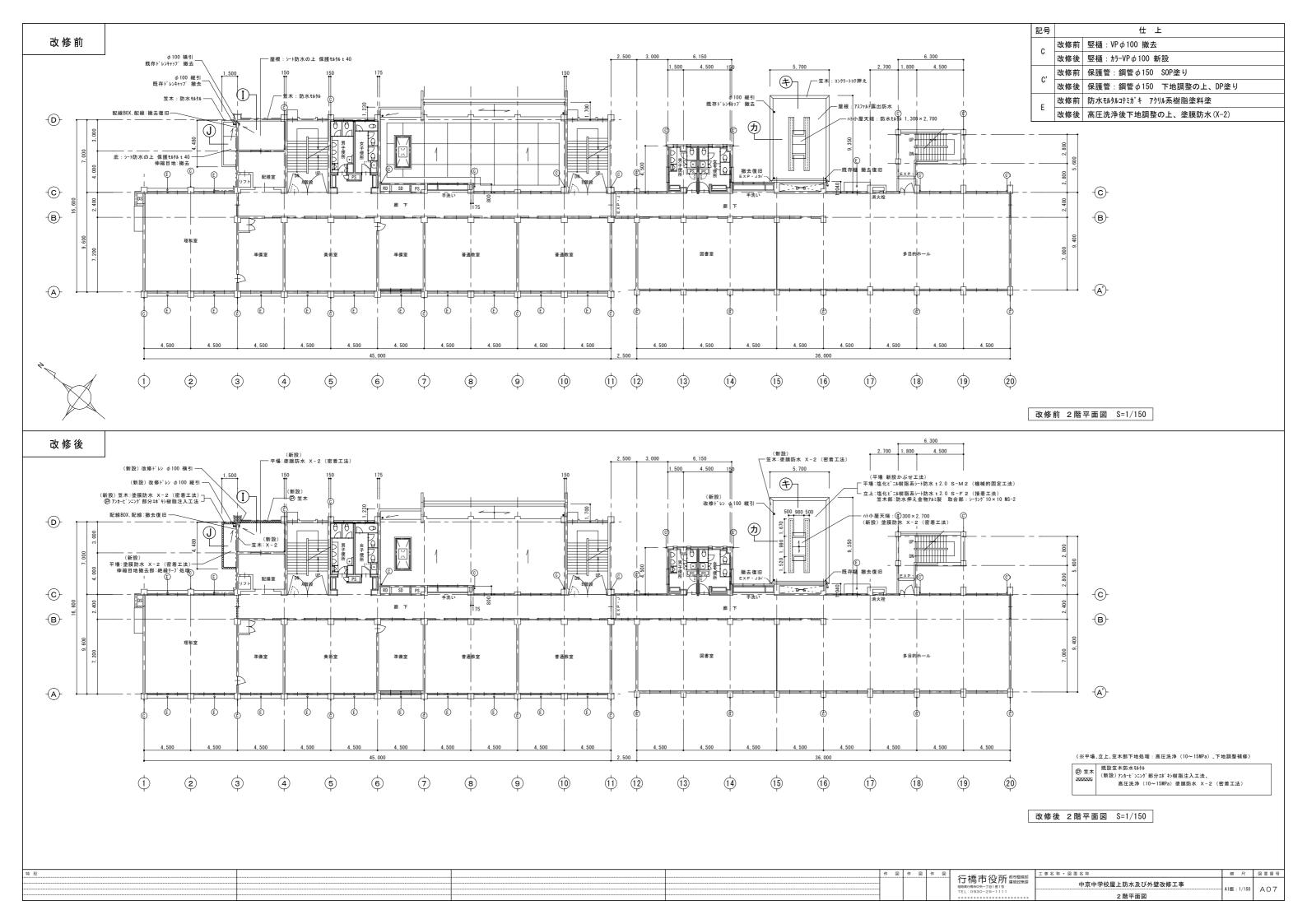
特 83	作図	作 図 作 図	ノニ +天 → ノロ・ミC 米市整備部	工事名称・図面名称	縮尺	四面番号
			行橋市役所 #in整備部 行橋市役所 ###取策課 #ID#F/###中央-丁目1番1号 TEL:0930-25-1111	中京中学校屋上防水及び外壁改修工事	1455 47500	
			TEL:0930-25-1111	和黑网 似笔目取几网	A1版: 1/500	A05
			***************	配置図・附近見取り図		



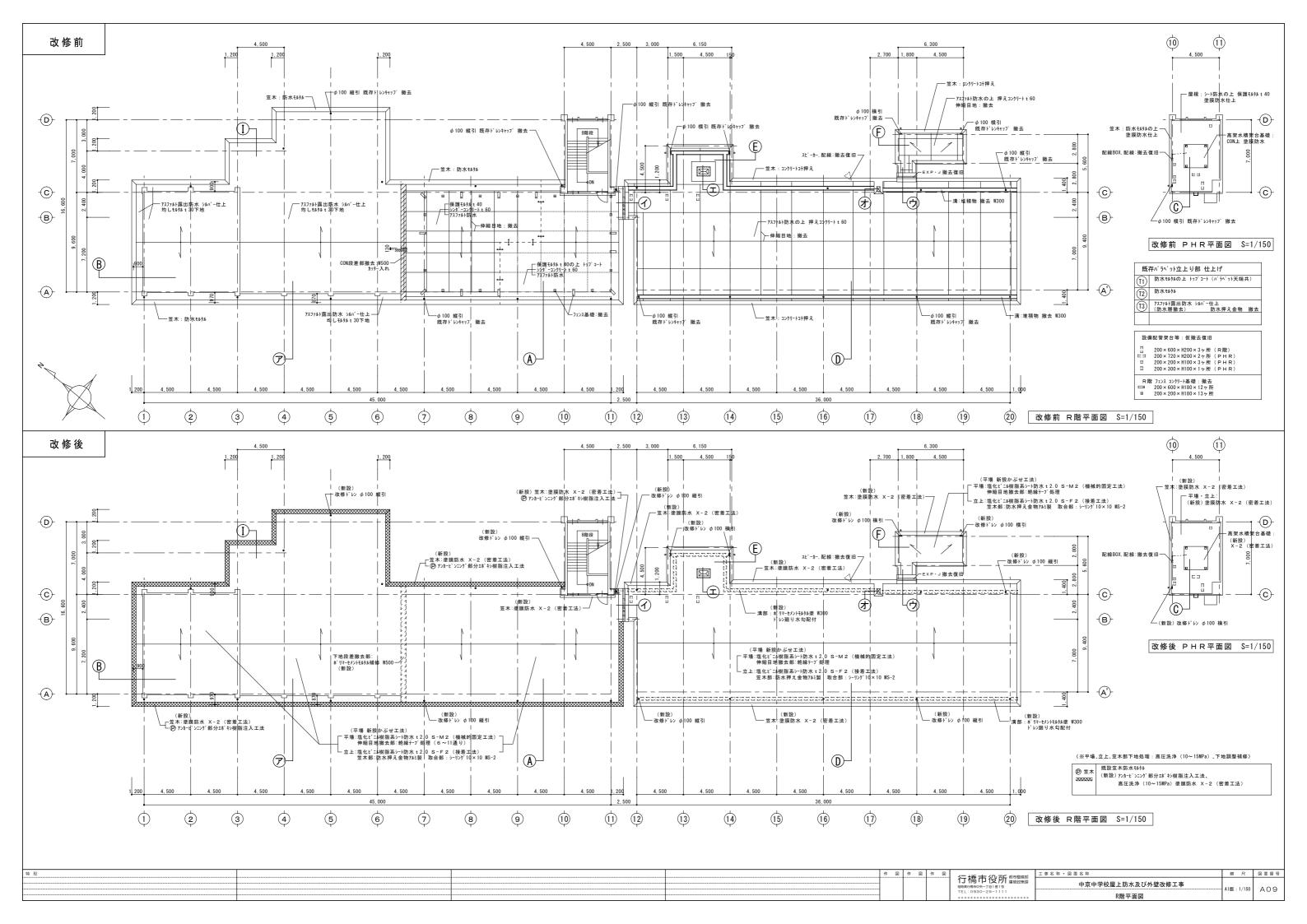
改修後



1 階平面図





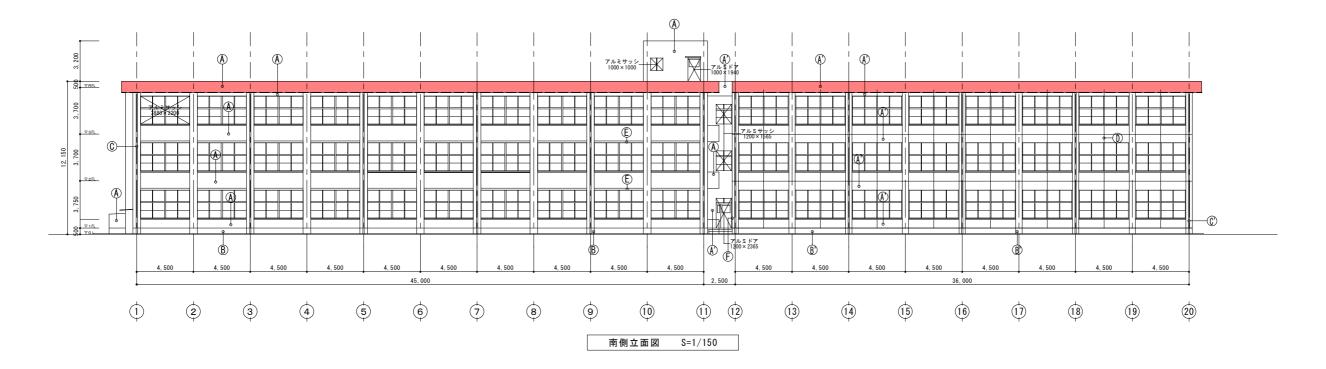


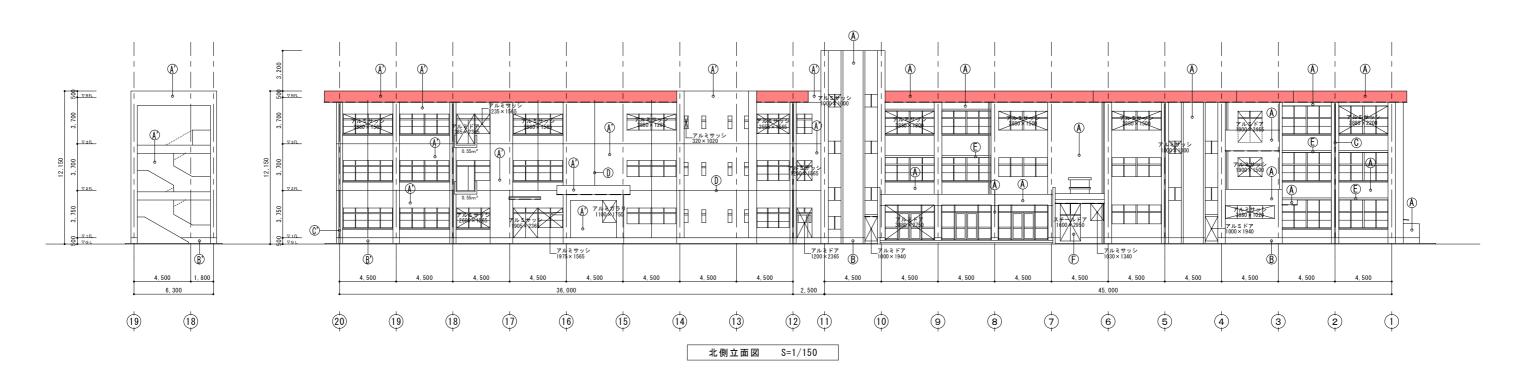
	外 部 仕 上 表									
記	2号 仕上 記号	仕 上	記号		仕 上	記号	仕 上			
	改修前 モルタル刷毛引きの上、アクリルリシン吹付 改	攻修前 コンクリート打放しの上、防水型外装薄塗材E	n	改修前	クラック誘発目地		改修前			
	な修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E 改	牧修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E	ע	改修後	シーリンク [*] 新設(PU-2)	a	改修後			
	改修前 モルタル刷毛引き仕上 。 。 改	攻修前 コンクリート打放しの上、モルタル金ゴテ仕上	_	改修前	防水モルタルコテミガキ アクリル系樹脂塗料塗	a	改修前			
	D 改修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E 改	牧修後 高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E	-	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 (X-2)	a	改修後			
		攻修前 竪樋保護管:鋼管φ150 SOP塗り	_	改修前 .	スチールドア OP塗り	a	改修前			
	改修後 竪樋: カラーVP φ 100 新設 改	收修後 竪樋保護管:鋼管φ150 下地調整の上、DP塗り	r	改修後	下地調整の上、DP塗り		改修後			

剥落防止対策工事(ピンネット工法)範囲

— — — 軒裏:剥落防止対策工事(ピンネット工法)範囲

建具廻りシーリング打替



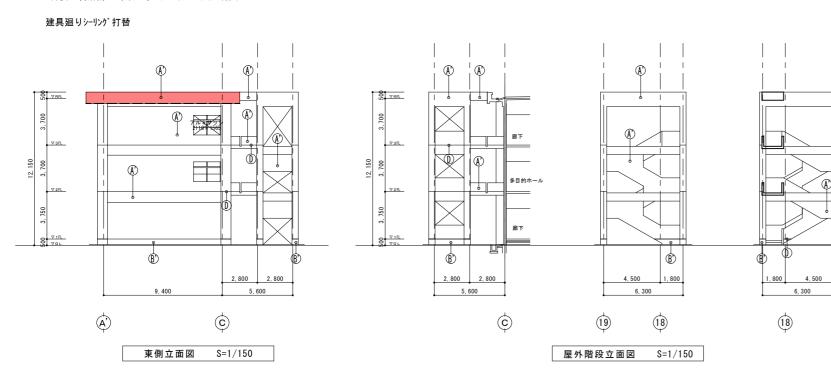


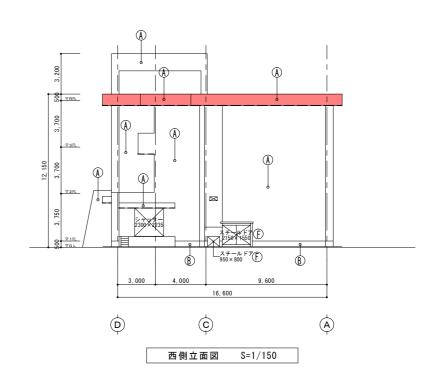
特 紀		作図	作図	作図	ノー・チャー・ノロ・コロ・ボホ救機能	工事名称•図面名称 縮 尺	と 図面番号
					行橋市役所 都市整備部 細岡県庁標市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111	中京中学校屋上防水及び外壁改修工事	150 440
		-			TEL:0930-25-1111	立面図-1	150 A 1 0

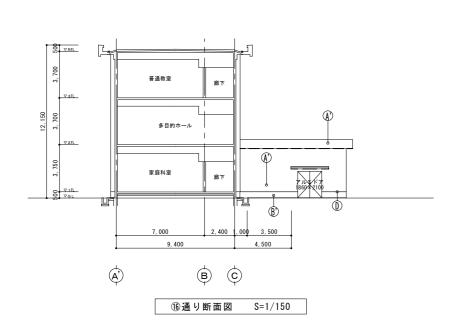
外 部 仕 上 表												
記号		仕 上	記号		仕 上	記号		仕 上	記号	-	仕 上	
	改修前	モルタル刷毛引きの上、アクリルリシン吹付	۸,	改修前	リプリート打放しの上、防水型外装薄塗材E	_	改修前	前 クラック誘発目地		改修前		
А	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E	\ \ \	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E	ן ע	改修征	後 シーリング新設 (PU−2)		改修後		
D	改修前	モルタル刷毛引き仕上	р,	改修前	コンクリート打放しの上、モルタル金ゴテ仕上	_	改修前	前 防水モルタルコテミカ・キ アクリル系樹脂塗料塗		改修前		
D	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材 E] ^p	改修後	高圧洗浄後下地調整の上、防水形外装薄塗材E	-	改修征	後 高圧洗浄後下地調整の上、塗膜防水 (X-2)		改修後		
C	改修前	· 竪樋: VP φ 100 撤去	o,	改修前	竪樋保護管:鋼管φ150 SOP塗り	_	改修前	前 スチールドア OP塗り		改修前		
U	改修後	: 竪樋:カラーVPφ100 新設	7 '	改修後	竪樋保護管:鋼管φ150 下地調整の上、DP塗り		改修征	を 下地調整の上、DP塗り		改修後		

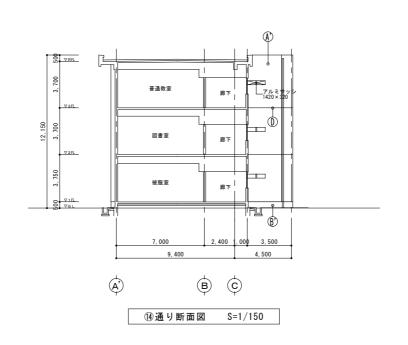
剥落防止対策工事(ピンネット工法)範囲

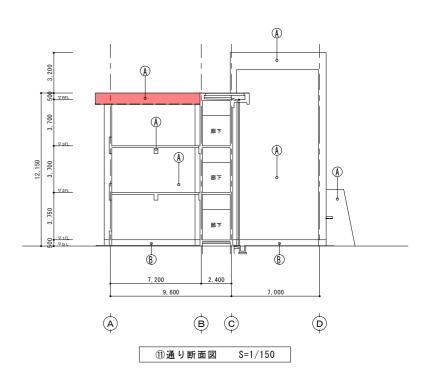
ー — - 軒裏:剥落防止対策工事(ピンネット工法) 範囲











每 82	作図	作図作		工事名称・図面名称	縮尺	図面番号
	-		一 行橋市役所 ^{都市整備部}	中京中学校屋上防水及び外壁改修工事	A18E . 1/150	E0
	-		TEL:0930-25-1111	立面図-2	AIMX: 1/150	" "

